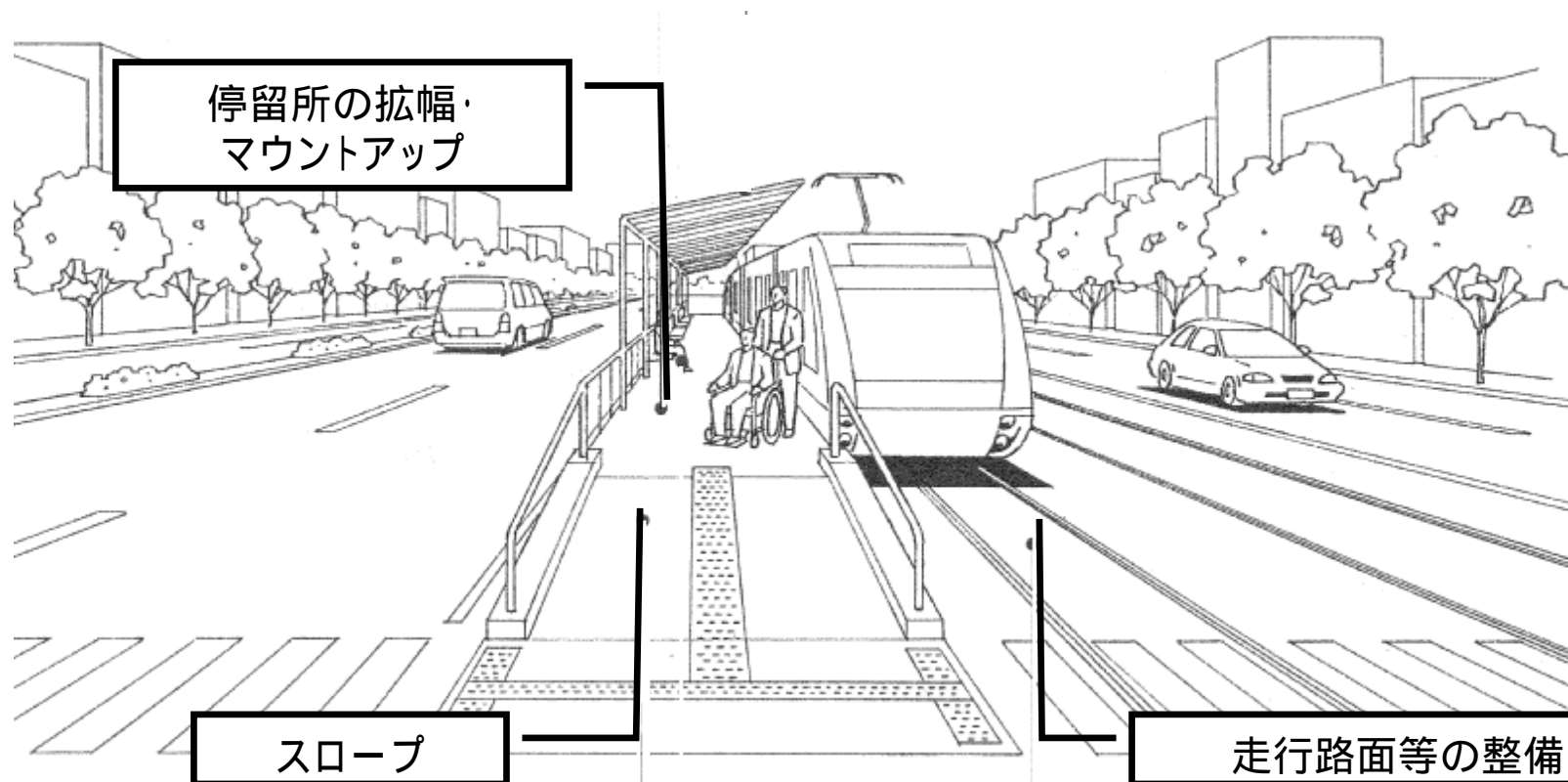


# 路面電車への支援制度のイメージ

路面電車の新設・延伸や、停留所のバリアフリー化について、道路管理者が道路事業の一部として積極的に推進していくため、路面電車走行空間改築事業により、停留所の拡幅や走行路面の整備等を行う。

【路面電車への支援制度のイメージ】



# 路面電車走行空間改築事業の概要

自動車交通からの利用者の転換による道路交通の円滑化、環境負荷の軽減や中心市街地の活性化等を図るため、路面電車の新設・延伸を支援する。

(1) 事業主体 国・都道府県・市町村

(2) 採択基準等

既存の道路区域内において路面電車の新設・延伸に係る走行路面・停留所等の整備を行う改築で次の基準に該当するもの。

- ・路面電車の活用により道路交通の円滑化を図ることが可能となるもの。
- ・路面電車が走行する路線の大部分が都市計画区域に存し、その都市計画区域に存する部分については、都市計画において定めるものであること。

(3) 対象事業

路面電車の整備のために必要となる走行路面、路盤、停留所等の改築費。(レール、車両、架線柱等は対象外。)

(4) 補助率 1 / 2等(道路整備特別会計)